

青少年のための環境浄化に関する条例

改正
 昭和五十四年十二月二十一日 条例第三十五号
 平成三年十二月二十四日 条例第五十二号
 平成八年十月 十四日 条例第二十八号
 平成九年三月二十七日 条例第六十三号
 平成十二年三月二十八日 条例第六十一号
 平成十二年十二月十八日 条例第七十一号
 平成十九年三月十九日 条例第九号

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 環境浄化のための自主規制（第三条 第九条）
- 第三章 健全な成長を阻害する行為の規制（第十条 第十九条）
- 第三章の二 インターネット利用環境の整備（第十九条の二）
- 第四章 岩手県青少年環境浄化審議会（第二十条 第二十五条）
- 第五章 雑則（第二十六条 第二十八条）
- 第六章 罰則（第二十九条 第三十一条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境を浄化し、もって青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （一）青少年 六歳以上十八歳未満の者（婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。）をいう。
- （二）保護者 親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長その他の者であつて、青少年を現に監督保護するものをいう。
- （三）図書類 販売若しくは頒布又は閲覧に供する目的をもって作成された書籍、雑誌その他の印刷物、絵画及び写真をいう。
- （四）テープ類 販売、貸付け若しくは頒布又は観覧、閲覧若しくは視聴に供する目的をもって作成された映画フィルム、スライドフィルム、磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク及び光磁気ディスクであつて、映像又は音声が記録されたものをいう。
- （五）がん具刃物類 がん具、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第一条第二項に規定する刀剣

- 類を除く。）その他これらに類するものをいう。
 - （六）広告物 屋内又は屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、張り紙及び張り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。
 - （七）興行 映画、演劇、演芸及び見せ物を用い、
- 一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十二年二十一号）

第二章 環境浄化のための自主規制

（図書類の販売等の自主規制）

第三条 図書類の販売若しくは貸付けを業とする者又は図書類を讀ませ、若しくは見せることを業とする者（以下「図書類販売業者等」という。）は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、讀ませ、又は見せないように努めなければならない。

- （一）青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- （二）青少年の粗暴な行為又は残虐な行為を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの
- （三）青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 テープ類の販売若しくは貸付けを業とする者又はテープ類を見せ、若しくは聞かせることを業とする者（以下「テープ類販売業者等」という。）は、テープ類の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該テープ類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聞かせないように努めなければならない。

3 がん具刃物類の販売を業とする者（以下「がん具刃物類販売業者」という。）は、がん具刃物類の形状、構造若しくは機能が第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はがん具刃物類を青少年が所持し、若しくは使用することにより人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けないように努めなければならない。

（自動販売機等への図書類等の収納の自主規制）
 第四条 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類、テープ類又はがん具刃物類（以下「図書類等」という。）の販売又は貸付けを業とする者（以下「自

動販売機等業者」という。）は、図書類又はテープ類にあつてはその内容の全部又は一部が前条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき、がん具刃物類にあつてはその形状、構造若しくは機能が同項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は青少年が所持し、若しくは使用することにより人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該図書類等を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十九年九号）
 第五条 削除
 削除（平成八年条例二十八号）

（広告物の掲出等の自主規制）

第六条 広告物の広告主又は管理者（以下「広告主等」という。）は、広告物の内容の全部又は一部が第三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該広告物を掲出し、又は表示しないように努めなければならない。

一部改正（平成三年条例五十二号）
 （興行の自主規制）

第七条 興行を主催する者又は興行場を経営する者（以下「興行者」という。）は、興行の内容の全部又は一部が第三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該興行を青少年に見せないように努めなければならない。

一部改正（平成三年条例五十二号）
 （その他の自主規制）

第八条 第三条、第四条及び前二条に規定するもののほか、物品の販売又はサービスの提供（以下「物品の販売等」という。）を業とする者は、物品の販売等に関し青少年の健全な成長を阻害することのないように努めなければならない。

一部改正（平成八年条例二十八号）
 （非行誘発行為の抑制）

第九条 何人も、青少年に対し次に掲げる行為をしないように努めなければならない。

- （一）その内容が第三条第一項各号のいずれかに該当する図書類、興行又はテープ類を讀ませ、見せ、又は聞かせること。
- （二）その形状、構造若しくは機能が第三条第一項各号のいずれかに該当するがん具刃物類又は青少年が所持し、若しくは使用するにより人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼすおそれのあるがん具刃物類を所持させること。
- （三）善良の風俗を害するおそれのある場所に立ち入らせること。

- （四）射幸心をそそのめるおそれのある行為をさせること。
- （五）飲酒又は喫煙をさせること。

- （六）深夜（午後十一時から翌日の午前四時までの間をいう。以下同じ。）に正当な理由がなく興行場、遊技場等に立ち入

らせること。
一部改正（平成三年条例五十二号）

第三章 健全な成長を阻害する行為の規制

（不健全な図書類の指定及び販売の制限等）

第十条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定することができる。

（一）著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

（二）著しく青少年の粗暴な行為又は残虐な行為を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

（三）著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 前項第一号又は第二号に該当する図書類のうち、次の各号のいずれかに該当する図画又は写真で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が十ページ以上又は総ページの十分の一以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

（一）全裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態を表現した図画又は写真

（二）性交又はこれに類する性行為を表現した図画又は写真

（三）ごうかんその他の陵辱行為、排泄の姿態等人間の尊厳を害し、又は人格を著しく傷つけるおそれのある図画又は写真

3 図書類販売業者等は、前二項の規定に基づき指定された図書類（以下、「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、又は見せてはならない。

4 図書類販売業者等は、指定図書類を他の図書類と区分して陳列しなければならない。

5 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するとき、規則で定めるところにより、容易に監視できる場所又は区画された場所に区分して陳列し、青少年が閲覧しないように努めなければならない。

6 前項の陳列する場所には、規則で定める表示をしなければならない。

7 知事は、図書類販売業者等が、指定図書類を区分して陳列していないと認めるときその他必要と認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、当該指定図書類を区分して陳列すること等管理方法の改善を要請することができる。

8 知事は、前項の規定に基づく要請を受けた図書類販売業者等がその要請に従わないときは、その旨及びその要請の内容を公表することができる。

9 知事は、第七項の要請の後、図書類販売業者等が指定図書類を区分して陳列していないと認めるときその他必要と認めるときは、当該図書類販売業者等に対し、当該指定図書類を区分して陳列すること等管理方法の改善を命ずることができる。

10 第一項の規定に基づく指定及び第八項の規定に基づく公表は、告示により行うものとする。

一部改正（平成三年条例五十二号・十九年九号）

（不健全なテープ類の指定及び販売の制限等）

第十条の二 前条第一項第一号又は第二号に該当するテープ類（音声のみが記録されているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する場面で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものの描写の時間が合せて三分を超えるもの若しくは当該場面の数が十場面以上若しくは総場面数の十分の一以上を占めるもの又はテープ類の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不適当としたものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

（一）全裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態を表現した場面

（二）性交又はこれに類する性行為を表現した場面

（三）ごうかんその他の陵辱行為、排泄の姿態等人間の尊厳を害し、又は人格を著しく傷つけるおそれのある場面

2 テープ類販売業者等は、前項及び次項において準用する前条第一項の規定に基づき指定されたもの（以下、「指定テープ類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聞かせてはならない。

3 前条第一項及び第四項から第十項までの規定は、テープ類に準用する。この場合において、これらの規定中、「図書類販売業者等」とあるのは、「テープ類販売業者等」と、「指定図書類」とあるのは、「指定テープ類」と、同条第五項中、「閲覧しないように」とあるのは、「視聴しないように」と、同条第六項及び第八項中、「前項」とあるのは、「第十条の二第三項において準用する前項」と、同条第九項中、「第七項」とあるのは、「第十条の二第三項において準用する第七項」と、同条第十項中、「第一項の規定に基づき指定及び第八項の規定に基づく公表」とあるのは、「第十条の二第三項において準用する第一項の規定に基づく指定及び第十条の二第三項において準用する第八項の規定に基づく公表」と読み替えるものとする。

追加（平成三年条例五十二号）一部改正（平成八年条例二十八号・十九年九号）

（不健全ながん具刃物類の指定及び販売の制限等）

第十条の三 知事は、がん具刃物類の形状、構造若しくは機能が第十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき、又はがん具刃物類を青少年が所持し、若しくは使用することにより著しく人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該がん具刃物類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定することができる。

2 第十条第一項各号のいずれかに該当するがん具刃物類のうち、次の各号のいずれかに該当するものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

（一）下着の形状をしたがん具

（二）使用済みの下着である旨の表示をし、又はこれと誤認される表示をし、若しくは形態を用いて、包装箱その他の物品に収納されている下着

（三）専ら性交又はこれに類する性行為の用に供する物品で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定める形状、構造又は機能を有するもの

3 がん具刃物類販売業者は、前二項の規定に基づき指定されたもの（以下、「指定がん具刃物類」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

4 第十条第十項の規定は、がん具刃物類に準用する。この場合において、同項中、「第一項の規定に基づく指定及び第八項の規定に基づく公表」とあるのは、「第十条の三第一項の規定に基づく指定」と読み替えるものとする。

追加（平成八年条例二十八号）一部改正（平成十九年九号）

（自動販売機等への指定図書類等の収納の禁止）

第十一条 自動販売機等業者は、指定図書類、指定テープ類又は指定がん具刃物類（以下、「指定図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類等について、第十条第一項（第十条の二第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は前条第一項の規定に基づく指定があったときは、当該指定のあった図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、指定図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等業者に対し、当該指定図書類等の撤去を命ずることができる。

4 前三項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機については、適用しない。

一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十九年九号）

（自動販売機等管理者の設置）

第十一条の二 自動販売機等業者は、図書類等（がん具刃物類にあつては、第三条第一項各号のいずれかに該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。）を収納する自動販売機等とともに、当該自動販売機等に収納する図書類等を管理する者（以下、「自動販売機等管理者」という。）を置かなければならない。

（自動販売機等管理者の設置）

（自動販売機等管理者の設置）

（自動販売機等管理者の設置）

（自動販売機等管理者の設置）

ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所及び自動販売機等業者の住所と同一の市町村内に設置されている自動販売機等については、この限りでない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の設置されている場所と同一の市町村内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に収納されている図書類等について、第十条第一項又は第十条の三第一項の規定に基づく指定があったときは、当該指定のあった図書類等を直ちに撤去することができる者でなければならない。

追加（平成八年条例二十八号）一部改正（平成十九年条例九号）
 （自動販売機等の設置の届出等）

第十二条 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする自動販売機等業者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の十日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- （一）自動販売機等業者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- （二）自動販売機等を設置する場所並びにその場所の提供者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- （三）自動販売機等管理者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）及び住所
- （四）その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止の日から十五日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等を設置したときは、その設置の日から十日以内に、当該自動販売機等の前面の見やすい箇所に同項第一号及び第三号（前条第一項ただし書に規定する自動販売機等にあつては、第一項第一号）に掲げる事項を表示しなければならない。

4 前項の規定は、第一項の規定による変更の届出をした者について準用する。この場合において、前項中「その設置の日から」とあるのは、「前項の規定による届出をした日から」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

一部改正（平成三年条例五十二号・十九年九号）
 （自動販売機等への図書類等の収納の制限される区域）
 第十三条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、その内容の全部又は一部が第三条第一項各号のいずれかに該当すると認められる図書類等を収納しないように努めなければならない。

（一）学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第八十二条の二に規定する専修学校（高等課程に限る。）

（二）児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設

（三）図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館

全部改正（平成十九年条例九号）
 （広告主等に対する要請）

第十四条 知事は、広告物の内容の全部又は一部が第十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告主等に対し、当該広告物を掲出し、又は表示しないよう要請することができる。

（興行者に対する要請）

第十五条 知事は、興行の内容の全部又は一部が第十条第一項各号のいずれかに該当すると認めるときは、興行者に対し、当該興行を青少年に見せないよう要請することができる。

（是正措置の要請及び公表）
 第十六条 知事は、前二条の規定に基づく要請を受けた広告主等又は興行者がその要請に従わなるときは、当該広告主等又は興行者に対し、必要な是正措置を講ずるよう要請することができる。

2 知事は、前項の規定に基づく要請を受けた広告主等又は興行者がその要請に従わなるときは、その旨及びその要請の内容を公表することができる。

3 第十条第十項の規定は、前項の規定に基づく公表について準用する。

一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十九年九号）
 （深夜連れ出し等の制限）
 第十七条 保護者は、特別な理由がある場合を除き、深夜に青少年を外出させないように努めなければならない。

2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他正当な理由がある場合を除き、深夜に、青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはならない。

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業員は、深夜に、正当な理由なく当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅を促すように努めなければならない。

一部改正（平成十九年条例九号）
 （深夜における施設への立入制限）
 第十七条の二 次に掲げる施設の営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業員は、当該施設に深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

（一）個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏

音楽に合わせて歌唱を行わせる施設

（二）個室を設け、当該個室において客に主に図書類の閲覧、テープ類の視聴又はインターネットの利用を行わせる施設

（図書館法第二条第一項に規定する図書館を除く。）

2 前項各号に掲げる施設の営業を行う者は、深夜において営業を行う場合は、当該施設の入口の見やすいところに、規則で定めるところにより、深夜における青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。

追加（平成十九年条例九号）
 （質受け及び古物買受け等の制限）
 第十七条の三 質屋営業法（昭和二十五年法律第一五八号）第一条第一項に規定する質屋営業を営む者は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和二十四年法律第一〇八号）第二条第二項第一号に規定する営業を営む者は、青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前二項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。

追加（平成十九年条例九号）
 （みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止）
 第十八条 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対しわいせつな行為をさせてはならない。

3 何人も、青少年に対しみだらな性行為又はわいせつな行為を教へ、又は見せてはならない。

（入れ墨を施す行為等の禁止）
 第十八条の二 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

追加（平成十九年条例九号）
 （場所の提供等の禁止）
 第十八条の三 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

（一）みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教へ、若しくは見せる行為

（二）医療行為その他正当な理由がある場合を除き、入れ墨を施す行為

（三）麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤を不法に使用する行為

（四）毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二六一号）第三十二条の二に規定する物をみだりに損取し、又は吸引する行為

（一）個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏

追加（平成十九年条例九号）

（審議会への諮問）
第十九条 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第一号及び第四号について緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

（一）第十条第一項又は第十条の三第一項の規定に基づく指定
（二）第十条第二項、第十条の二第一項又は第十条の三第二項
第三号の規定による定め

（三）第十条第八項（第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく公表
（四）第十条第九項（第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく命令

2 知事は、前項ただし書の規定により意見を聴かないで指定又は命令をしたときは、次の岩手県青少年環境浄化審議会の会議においてその旨を報告しなければならない。

一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十九年九号）

第三章の二 インターネット利用環境の整備

追加（平成十九年条例九号）

第十九条の二 保護者及び学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容の全部又は一部が第十条第一項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下、「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第一三七号）第一条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その役務の提供を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その端末設備の

販売又は貸付けを行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。
追加（平成十九年条例九号）

第四章 岩手県青少年環境浄化審議会

（設置）

第二十条 第十九条第一項各号に掲げる事項について調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県青少年環境浄化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正（平成十九年条例九号）
（組織）

第二十一条 審議会は、委員七人以内で組織する。

2 委員は、青少年の健全な育成に関し学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）
第二十二条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第二十三条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）
第二十四条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

一部改正（平成九年条例六十三号・十二年七十二号）
（会長への委任）
第二十五条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第五章 雑則

（立入調査等）

第二十六条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

（一）図書販売業者等、テープ類販売業者等及びがん具刃物類販売業者の営業の場所

（二）図書類等が収納されている自動販売機の設置場所

（三）広告主等の営業の場所
（四）広告物が掲出される場所
（五）興行が行われている場所

2 前項の規定に基づき職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定に基づく立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十九年九号）
（適用上の注意）
第二十七条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（補則）

第二十八条 この条例の実施に關し必要な事項は、知事が定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十八条から第十八条の三までの規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第十条第三項、第十条の二第二項、第十条の三第三項又は第十一条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 第十条第九項（第十条の二第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

（一）第十二条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（二）第十七条第二項、第十七条の二第一項又は第十七条の三第一項若しくは第二項の規定に違反した者

（三）第二十六条第一項の規定に基づく立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した者

5 第十二条第三項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による表示をしなかつた者は、十万円以下の罰金に処する。

6 第十八条又は第十八条の二の規定に違反した者は、青少年であることが知られないことを理由として第一項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

一部改正（平成三年条例五十二号・八年二十八号・十九年九号）
第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し

て前条の罰金刑を科する。

第三十一条 この条例の罰則は、青少年に対しては、適用しない。

附則

1 この条例は、昭和五十五年七月一日から施行する。ただし、第十二条の規定は、昭和五十五年四月一日から施行する。

2 第十二条の規定の施行の際現に図書類を収納する自動販売機を設置している者は、昭和五十五年五月三十一日まで、同条第一項各号に掲げる事項を知らず届け出なければならぬ。ただし、当該自動販売機が法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機である場合は、この限りでない。

3 前項の規定による届出をした者は、第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

附則（平成三年十二月二十四日条例第五十二号）

1 この条例は、平成四年五月七日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成八年十月十四日条例第二十八号）

1 この条例は、平成九年二月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の青少年のための環境浄化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第二条第五号に規定するがん具刃物類（改正後の条例第三条第一項各号のいずれかに該当するものに限る。）を収納する自動販売機を設置している者は、平成九年三月三十一日まで、改正後の条例第十二条第一項各号に掲げる事項を知らず届け出なければならぬ。ただし、当該自動販売機が法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置されている自動販売機である場合は、この限りでない。

3 前項の規定による届出をした者は、改正後の条例第十二条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

附則（平成九年三月二十七日条例第六十三号）

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附則（平成十二年三月二十八日条例第二十一号）

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附則（平成十二年十二月十八日条例第七十二号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附則（平成十九年三月十九日条例第九号）

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の青少年のための環境浄化に関する条例（以下「改正前の条例」という。）（第十一

条の二第三項及び第十二条第一項の規定によりされた届出（当該届け出た事項の変更に係る届出を含む。）は、この条例による改正後の青少年のための環境浄化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）（第十二条第一項の規定によりされた届出とみなす。この場合における同条第三項の規定の適用については、同項中「その設置の日から十日以内」とあるのは、「平成十九年十月三十一日まで」とする。）

3 この条例の施行の際現に改正後の条例第四条に規定する自動販売機等を設置している同条に規定する自動販売機等業者（改正前の条例第十一条の二第三項及び第十二条第一項の規定による届出（当該届け出た事項の変更に係る届出を含む。）をしていない者を除く。）は、改正後の条例第十二条第一項に規定する自動販売機等を設置しようとする自動販売機等業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあり、及び同条第三項中「その設置の日から十日以内」とあるのは、「平成十九年十月三十一日まで」とする。

4 この条例の施行の日から起算して十日を経過する日までに改正後の条例第四条に規定する自動販売機等を設置しようとする同条に規定する自動販売機等業者に対する改正後の条例第十二条第一項の規定の適用については、同項中「当該自動販売機等を設置する日の十日前までに」とあるのは、「平成十九年十月十日までに」とする。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。